

おくやみ手続き郵送用Q & A

手続き名	土地・建物に関する緊急連絡先
------	----------------

Q：何のための手続きか

A：土地・建物の適切な維持管理のためや、建物が損傷・被災した時などの緊急連絡先の把握のための届出です。届出をしていただいた方に管理責任を問うものではありません。

Q：相続の決定はしていないがどうすればよいか

A：現時点における管理者等についてご記入ください。

Q：相続決定時や売却した時に市への連絡は必要か。

A：特段お求めしていませんが、緊急連絡先に変更があった場合にご一報いただければ、何かあった際は変更後の緊急連絡先にご連絡いたします。

Q：土地を持っているが地番がわからない。

A：（隣のご住所）の西、（隣のご住所）と（隣のご住所）の間など、わかる範囲でご記入ください。ご記入いただいた情報から場所の特定が困難である場合、担当職員より電話で確認させていただくことがあります。

Q：ほかにも土地を持っていると思うがわからない。

A：わかる範囲でご記入ください。たとえば、納税通知書には所有する市内の土地・建物が記載されており、ご所有の土地が分かる場合があります。

Q：相続が決定していないので、管理者として届出を書くことに抵抗がある。

A：管理者としての責任や法的な措置を求めるものではありません。土地・建物に何かあった場合など、状況を教えていただく場合に使用する情報です。複数名でも構いませんので、状況を伺うことのできる連絡先の提供をお願いします。

Q：実家を倉庫として利用する予定であるが、届出は必要か。

A：居住されない場合は、できるだけ連絡先の届出をお願いします。

Q：返信用封筒は必要か

A：基本的に返送しませんので、必要ありません。内容について確認する場合は、お電話をいたしますので連絡のつきやすい電話番号を記入してください。

問い合わせ先	枚方市役所 分館2階 住宅まちづくり課 電話：072-841-1478 ファクス：072-841-5101
--------	--